

## 農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応 及び事業継続に関する基本的なガイドライン

- ・ 本ガイドラインは、農業者や雇用従業員、集出荷施設等で作業に従事している者（以下「農業関係者」という。）に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、保健所（感染症担当。以下同じ。）と連携して、感染拡大防止を前提として、農業関係者の業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。なお、このガイドラインは令和2年5月8日までの知見に基づいて作成されたもので、新たな知見により更新されます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられています。2020年4月1日現在、食品（生で喫食する野菜・果実や鮮魚介類を含む。）を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理が実施されていれば心配する必要はありません<sup>1</sup>。
- ・ 感染拡大の予防と社会経済活動の両立を持続的に可能とするためには、事業者において自主的な感染防止のための取組を進める必要があり、農業関係者においては、事業の特性を踏まえ、後出の「三つの密」を避けるための必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じるようお願いします。
- ・ また、畜産事業者向けとして、別途「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」（令和2年5月22日付け2生畜第330号生産局長通知）が発出されていますので、御参照ください。

### 1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染ですが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、無症候の者からの感染の可能性も指摘されています。

こうしたことから、人ととの距離をとること（Social distancing：社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされています。特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばした

- ④ ハウスや作業場、集出荷施設等の屋内で作業をする場合は、マスクを着用し、人との間隔はできるだけ2メートルを目安に（最低1メートル）適切な距離を確保するよう努めてください。多人数で行う場合等、状況に応じて換気を行ってください。  
屋外でも複数で作業をする場合は、マスクを着用し、上記のような距離の確保に努めてください。
  - ⑤ 農作業開始前後やトイレの使用後、農業用施設や集出荷施設等への入退場時には、手洗い、手指の消毒をしてください。
  - ⑥ 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、手すり、テーブル、椅子、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところや、作業用はさみ等の共用する道具の拭き取り清掃をしてください。
  - ⑦ 農業用施設や集出荷施設等への部外者の立ち入りを最小限にしてください。
- (2) 農業団体等においては、業務上、組織内で日常的に農業関係者と接する者に対しても周知・徹底するとともに、農業関係者が参加する会議・行事等の開催については、その規模の大小に関わらず開催の必要性について検討し、開催する場合には、換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止対策をとってください。
- 農業団体等は、新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）において示された「人の接触を8割減らす、10のポイント」や『新しい生活様式』の実践例』を参考に、業種別のガイドラインを作成するなど自主的な感染防止のための取組を進めるようお願いします<sup>4・8・9</sup>。

## 2. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

- (1) 患者発生の把握
- 農業者及び農業団体等は、自らを含む農業関係者（以下同じ。）の患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けてください。また、感染者以外の農業関係者に感染者が確認されたことを4で検討した支援体制のグループ内に周知するとともに、1に掲げる感染予防策をあらためて周知徹底してください。
- (2) 濃厚接触者の確定
- ① 新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています<sup>2</sup>。

(3) 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は出荷停止や農産物廃棄などの対応をとる必要はありません。

#### 4. 業務の継続

##### (1) 農業者における業務の継続

農業者、市町村及び農業団体等の関係者は、農業者や雇用従業員（以下「農業者等」という。）が新型コロナウイルスに感染した場合の営農活動や出荷体制等を維持・継続するため、以下の対応をあらかじめ検討・構築してください。市町村は、関係機関と連携の上、円滑な営農継続に向けて必要な助言・協力を行ってください。

- ① 農業者等が新型コロナウイルスに感染した場合を想定し、生産部会等の農業者の集団や集出荷事業者等を共有する集団、農業法人等の関連グループに属する農業者の場合はそのグループ内等を基本に、営農継続のための支援体制を構築してください。
- ② 支援体制の構成員は、営農継続のために以下について検討し、必要な準備を行ってください。

##### 【業務継続のための検討事項】

- ① 農業者集団内及び農業団体等による支援体制の整備
  - ・責任者、担当者の選定
  - ・農業者、農業団体等関係者との連絡窓口設置等の連絡体制の構築
- ② 感染者等の把握と情報共有
  - ・発生した際の連絡体制の構築（農業者、農業団体、保健所、行政等）
  - ・発生時における農業者からの速やかな連絡の要請
  - ・保健所との連絡（濃厚接触者の把握、感染者・濃厚接触者の自宅待機期間の把握等）
- ③ 生産施設・事務室等の速やかな消毒
  - ・消毒用資材の確保又は手配先の把握、消毒の手順の作成
  - ・消毒実施要員の確保
  - ・消毒実施者の感染防止手段の提示
- ④ 事業継続のための支援
  - 代替要員の確保
    - ・代替要員リスト（近隣・グループ内農業者、農協職員、地方自治体職員等）の作成
    - ・代替要員による必要な作業の明確化、優先順位付け、作業方法の作成
    - ・代替要員の感染防止手段の提示
    - ・代替要員と感染者との接触防止措置（感染者の農場内立入禁止、代替要員と面会せずに連絡する手段の確保等）
  - 代替要員が確保できない場合の措置
    - ・ほ場等の最低限の維持管理方法の検討

- ③ 事業所や出入りした生産施設の速やかな消毒
  - ・消毒用資材の確保又は手配先の把握、消毒の手順の作成
  - ・消毒実施要員の確保
  - ・消毒実施者の感染防止手段の提示
  - ・出入りした生産施設と場所、人との接触状況等の聞き取り
- ④ 再開に向けた検討、事業継続のための代替要員の確保
  - ・代替要員リストの作成
  - ・代替要員による必要な作業の明確化、優先順位付け、作業方法の作成
  - ・代替要員の感染防止手段の提示

農業は、国民への食料の安定供給等に重要な役割を担っており、新型コロナウイルス感染症の患者が発生したときの対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。農林水産省としても全面的に協力いたしますので、対応していただくようよろしくお願いいたします。

#### 参考

- 1 新型コロナウイルスに関するQ&A（関連業種の方向け）（厚生労働省）
- 2 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（改訂 2020年4月27日）（国立感染症研究所 国立国際医療研究センター国際感染症センター）
- 3 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 4 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 5 感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（厚生労働省健康局結核感染症課）
- 6 MERS 感染予防のための暫定的ガイドライン（2015年6月25日版）（一般社団法人日本環境感染学会）
- 7 ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～（令和2年3月1日版）（厚生労働省HP）
- 8 人との接触を8割減らす、10のポイント（厚生労働省HP）
- 9 『新しい生活様式』の実践例（新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言）